

公共政策大学院国際化推進プログラム 寄付金奨学制度 (派遣学生対象)

誓約書

東京大学大学院公共政策学教育部長 殿

(奨励金の目的)

第1条 本奨励金は国際交流を担うべき優秀な人材の育成のために寄与された寄付金によるもので、東京大学大学院公共政策学教育部と学術交流協定を締結し、あるいは協力関係にある教育機関において開催される教育プログラムにおいて、派遣された学生を支援し、経済的不安を緩和することで学習効果を高めることを目的とする。

(奨励金の対象となるプログラム、額及び支給方法)

第2条 奨励金の対象となるプログラムは、2009年度GPPN Student Conferenceとする。

2 奨励金の額は、10万円、一回限りの支給とする。

(奨励金の返納)

第3条 受給者が参加を中止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨励金の全額または一部を返納させることがある。

(奨学生の義務)

第4条 受給者は、奨励金の目的に従い、勉学に励まなければならない。

2 日本及び派遣先の国の法令等に違反しない。

3 貴教育部の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしない。

4 貴教育部から支給される奨励金の額を超えて必要とする金額については、自己の責任において支弁する。

5 日本及び派遣先の国内において債務を負った際は、自己の責任において弁済する。

6 派遣修了後の参加報告書提出などの義務を怠らない。

7 受給者は、将来の進路について何ら義務を負わない。

上記の内容に同意し、義務を怠らないことを誓約します。

年 月 日

東京大学大学院公共政策学教育部

公共政策大学院国際化推進プログラム 寄付金奨学制度 (派遣学生対象)

誓約書

東京大学大学院公共政策学教育部長 殿

(奨励金の目的)

第1条 本奨励金は国際交流を担うべき優秀な人材の育成のために寄与された寄付金によるもので、東京大学大学院公共政策学教育部と学术交流協定を締結し、あるいは協力関係にある教育機関において開催される教育プログラムにおいて、派遣された学生を支援し、経済的不安を緩和することで学習効果を高めることを目的とする。

(奨励金の対象となるプログラム、額及び支給方法)

第2条 奨励金の対象となるプログラムは、2009年度 GPPN Student Conference とする。

2 奨励金の額は、10万円、一回限りの支給とする。

(奨励金の返納)

第3条 受給者が参加を中止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨励金の全額または一部を返納させることがある。

(奨学生の義務)

第4条 受給者は、奨励金の目的に従い、勉学に励まなければならない。

2 日本及び派遣先の国の法令等に違反しない。

3 貴教育部の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしない。

4 貴教育部から支給される奨励金の額を超えて必要とする金額については、自己の責任において支弁する。

5 日本及び派遣先の国内において債務を負った際は、自己の責任において弁済する。

6 派遣修了後の参加報告書提出などの義務を怠らない。

7 受給者は、将来の進路について何ら義務を負わない。

上記の内容に同意し、義務を怠らないことを誓約します。

年 月 日

東京大学大学院公共政策学教育部
